

三重県地域内分権システム研究会
先進地調査結果報告書

平成17年3月

三重県地域内分権システム研究会

先進地調査の目的と調査概要

- 1 目的
市町村区域よりも小さい地域（合併前の市町村、小学校区、中学校区など）における、住民と市町村との協働シナテム、行政組織内分権のしくみ等について、先進地調査をおこない、県内各地域における地域内分権のしくみづくりにつなげることを目的とする。

- 2 先進地調査の実施時期 平成16年7月から9月初旬まで 下記のとおり。

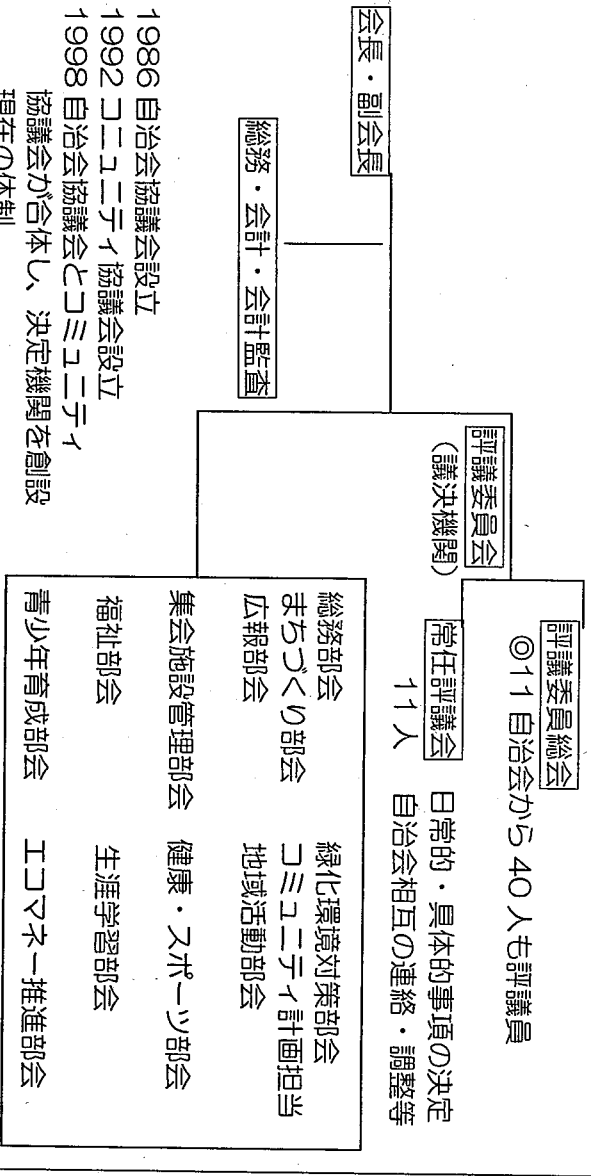
- 3 調査方法
研究会メンバー42名（民間11名、行政メンバー31名）中、29名のメンバーと事務局（県地方分権室）が、1地域あたり4名程度のグループで現地調査を実施した。

| | 頁 | 調査地・日程 | 面談者 (役職等は、調査時点現在) | |
|--------------|----|--|---|---|
| 住民自治組織と行政の協働 | 1 | 兵庫県宝塚市 8月26日(木) 27日(金) | 宝塚市 田中義岳社会教育部長 | 宝塚市 小林まちづくり推進室長 |
| | 4 | 福岡県宗像市 7月26日(月) 27日(火) | 宗像市自由が丘コミュニティ協議会 会長 岩木久明さん 事務局長 大嶋長治さん | 新湊コミュニティ準備委員会委員長 大森 正史さん コミュニティ課 森田警夫さん |
| | 6 | 岐阜県山岡町 8月24日(火) | 山岡町住んでみたい町づくり調整監総務課長 鈴木雅博さん | NPO法人まちづくり山岡 事務局長 大島尚雄さん |
| | 8 | 神戸市長田区 7月23日(金) 24日(土) | 野田北部まちづくり協議会 浅山三郎さん | |
| 住民主体の自治組織 | 10 | 神戸市須磨区 7月23日(金) 24日(土) | 月見山自治会事務局長 佐藤三郎さん | |
| | 12 | 京都府美山町 8月5日(木) 6日(金) | 美山町 鶴ヶ丘振興会 事務局長 上田利之さん | 宮島振興会事務局長 中井洋さん 知井振興会事務局長 中西 伊三雄さん |
| 協働による行政運営 | 14 | 埼玉県志木市 8月3日(火) 4日(水) | 志木市 市民活動支援課 村上さん | |
| | 16 | 島根県 浜田市・金城町・旭町・弥栄村・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会 7月23日(金) | 浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会 事務局長 芦谷英夫さん | 同協議会 栗栖敏彦さん 渡邊陵さん |
| 行政組織の権化 | | | | |

| | | |
|--------|--|--|
| しくみ | 小学校区単位で作られた住民主体によるまちづくり協議会のしくみ | |
| タイプ | 住民自治組織と行政の協働 | |
| 取組主体 | 宝塚市及び宝塚市中山台コミュニティ | |
| 先進地の概要 | 兵庫県南東部に位置し、市域は南北に細長く、住宅地が広がる南部市街地と、豊かな自然に囲まれた北部農村地域に分かれている。人口220,240人、面積101.89平方Km、平成15年4月1日より特例市になっている。また、当門市町村合併はしないで、単独でいくことが決定している。市には、新興住宅がいくつかありその中でも、昭和30年代後半に丘陵地を開発して出来上がったのが、中山台ニュータウンで、たて2Kmよこ1Km四方、高低差200Mで、5,300世帯15,500人の住民が暮らす団地である。 | |
| 背景 | <p>宝塚市では、昭和30年の合併以降急激な都市化に伴い、旧来の青年団や消防団、婦人会といった組織の活動が消滅するなど、地域社会の有り様が大きく変貌し、地域の間関係も希薄化する傾向が進んだ。自治会活動においても消極的で、回覧板による情報伝達と清掃美化程度の活動となっていたが、一方で多くの市民が、気の合った友人とのサークル活動や趣味の同好会やボランティア活動に参加するなど、個別活動は盛んになった。</p> <p>昭和40年代から50年代にかけて、住宅団地等の開発により急激な人口増加と都市化が進む中で、地域によっては道路・環境・防犯など、地域の課題を改善する目的で、自治会を新たに組織化する動きも見られるようになった。</p> <p>地域を取り巻く課題は、様々に複雑化・広域化しており、これまでの自治会などの住民組織や個別のボランティア団体などが、それぞれに活動している現状では、十分に対応できなくなってきたことから、新しいコミュニティの創造が市民の中に待望されるようになった。</p> | |
| 取組内容 | <p>小学校区単位の理由</p> <p>宝塚市では、昭和60年代に入り部課長級40名で、地域コミュニティの研究を設け様々な角度から研究を行い、平成5年度からコミュニティ課を設置し、本格的なコミュニティ施策に取り組んだ。小学校区単位でのコミュニティセンターなどの整備を逐次行う方針であったことや、小学校区と自治会の重なりが地域的に良く、概ね小学校区単位でのまちづくり協議会の組織化を推進した。</p> <p>(役割) まちづくり協議会は、自治会を中核として地域で活躍する人たちの連携を図り、コミュニティ活動をさらに活発にする組織であり、地域住民が主体となって、地域の課題を解決する役割を担っている。</p> <p>(構成員) 自治会、老人会、PTA、福祉ボランティア、民生・児童委員等、目的ごとの学習グループや趣味のサークルなど、色んなNPO団体やグループが参加している。</p> | <p>まちづくり協議会</p> <p>中山台では</p> <p>現在11の自治会は、エリアごとの「暮らしの安心・安全・快適を守る」役割を、着実に果たしている。一方中山台コミュニティは、1992年にコミュニティセンターを拠点として、発足以来福祉活動や文化音楽などを通じて、住民の融和交流を図る事業が、次々と立ち上がった。1999年に、それまでのコミュニティと自治会が、「一緒になる」という歴史的な動きがあり、以来両者の役割が一体となって、年間を通じてわがまちの暮らしに密着した活動が、展開されている。</p> <p>中山台は、11の単位コミュニティ(自治会)と、それらを包含するひとまわりの大きなコミュニティ(中山台コミュニティ)で、構成されている。11の自治会は、中山台コミュニティから見れば、それぞれのエリアを担当する「くらしの部会」と位置づけられ、両者が協働を図りながらまちづくりをしている。</p> |

| | | |
|----------------------|-----------|--|
| 取組内容 | まちづくり協議会 | <p>各部会は活動に際して、行政や関係団体からの助成を受けている。とりわけ福祉部会には、宝塚市社会福祉協議会から社協会費に見合った活動資金が供与されている。赤い羽根共同募金や歳末助け合い募金も、原資として活用されていることを考えると「自治会は地域福祉の支え手」となっている。</p> <p>また各部会とも、行事・サービスを利用される方々から、参加費・利用費をいただき活動資金としている。</p> <p>11自治会からも、一会員あたり年間2000円の出金分担金を納め、活動資金としている。</p> <p>平成16年4月から中山台コミュニティでは、コミュニティセンターの管理運営を宝塚市から受託し、現在12人のスタッフが業務に携わっている。</p> |
| | 活動資金とその運用 | <p>平成13年度にスタートした第4次宝塚市総合計画では、市内を7ブロックに分けた地域別計画が作られている。これを基に地域ごとの「まちづくり計画」を住民自らの手でつくり、計画作りによって自分たちの生活圏である身近な地域の課題を解決し、地域住民のニーズに応じたきめ細かなまちづくりを進めている。</p> <p>平成14年度を「協働のまちづくり元年」とし、地域のまちづくり活動を支援して、市民と市の協働のまちづくりに積極的に取り組んでいる。</p> <p>宝塚市では、自治会やまちづくり協議会の活動、地域のまちづくりやNPO・ボランティア活動などが、活発に行われている。今後はこれらのまちづくりの活動と市が協力しあって、まちづくりを進めることが求められている。そのため、住民と市の協働のまちづくりを推進し、「住民自治」を実現し、真の地方自治の確立に向け、「まちづくり基本条例」が制定され、平成14年4月に施行された。</p> |
| 課題 | まちづくり基本条例 | |
| | | <p>各コミュニティの自律的発展と主権意識が今後更に進展し、公共サービスを地域市民が徐々に担うに伴い、地域合意形成などの仕組みの必要性が徐々に高まっていく。事実①2000年公共施設管理運営委託の局面で、一つのコミュニティが全住民に対し、大掛かりな合意形成の手続きを自主協議で進めるという事例があった。②小学校区ごとのまちづくり計画が策定され、2004年頃市へ提案するまでに、住民合意という各コミュニティの一定手続きの必要性を問う意見があった。③一般にコミュニティには、決定権が無いので一部市民には、必要性が薄いという学識者の指摘がある。以上3つの視点は、自治的コミュニティや近隣政府等指向への住民合意システムの必要性であり、将来の新たなしくみづくりの課題となっている。</p> <p>①各地域に求められていることを十分把握して、住民主体のコミュニティの必要性を地域住民に理解してもらうことが、最も重要である。</p> <p>②首長を始めとして、役所の職員も日々地域コミュニティづくりの重要性、必要性を地域に広めるよう努めるとともに、職員も地域住民として取り組む。</p> <p>③各市でモデル地域を指定して、地域コミュニティの身近な成功事例を作る。</p> |
| 三重県で参 考とすべき 事項 | | |

中山台コミュニケーションの体制



1986 自治会協議会設立
 1992 コミュニティ協議会設立
 1998 自治会協議会とコミュニケーション協議会が合体し、決定機関を創設現在の体制

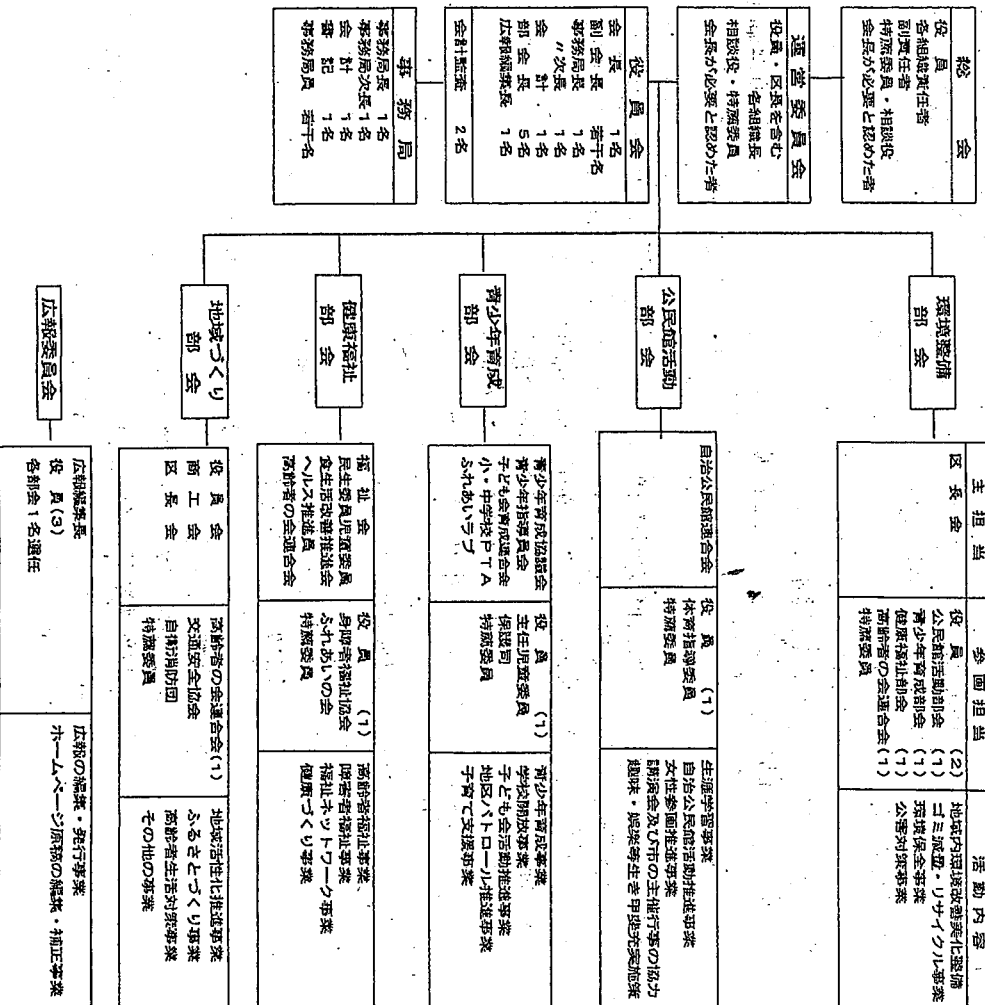
| | |
|-------------------------------|--|
| 2002年の主な活動内容 (延べ参加人数 18,700名) | |
| 会議 | ・総会1回 ・常任評議会6回 ・運営委員会12回 |
| 広報 | 年4回発行(各号5300部) |
| 福祉 | ・くつろぎの部屋(手芸、将棋など)・なごみ会(会食)・ゆうげの会(配食)・カーサー中山(送迎)・水碓会(リハビリ教室)・家事援助・長寿まつり・演芸会・囲碁大会・バザー・ふれあいきいきサロン・こどもボランティアサミット開催 |
| 青少年育成 | ・映画会(スタンプ・バイ・ミー)・中高生のたむろ政策・地域パトロール・公園の樹木の刈り込み・講演会「美しい地球を子どもたちに」・「聞いて、わたしの声を」の集い・世代間交流コミュニケーション大会・凧あげ大会 |
| 緑化環境 | ・ヤシヤゴジ伐採・地盤整備・植樹・草刈り・剪定・施肥・花粉散布数調査 |
| 地域交流 | ・コミセン祭り(住民の唄、踊りなどの園芸)・アートフェスタ(住民の作品展)・音楽ふれあいフェスタ(住民による第九の合唱など) |
| 健康・スポーツ | ・玄米がゆを食べよう(講演、試食)・血圧、体脂肪測定・病なき長寿への第1歩(講演会)・みんなの体操ストレッツ・操体道講座・夏休み里山ハイキング・水源地ともみじ探検ハイキング・卓球教室 |
| 生涯学習 | ・わかまち宝塚歴史講座・クラークレインジムント・茶会・クイズを楽しむ会・JAS出張航空教室 |
| エコナー | ・エコナー集会・エコナーフォーラム(会員145名) |
| 防災 | ・地域内一斉防災訓練 |

| | |
|--------|---|
| しくみ | 小(中) 学区単位のコミュニティ |
| タイプ | 住民自治組織と行政の協働 |
| 取組主体 | 福岡県宗像市および12地区コミュニティ運営協議会 |
| 先進地の概要 | 福岡市と北九州市の中間に位置し、両市のベクトル的な側面を持つとともに、平成15年4月に隣接する漁業を主とした玄海町と合併した。 人口93,500名 面積110km ² |
| 背景 | 平成6年、自由ヶ丘地区で教育問題を議論すべき機会を持ったところ、環境問題や福祉関係も課題が多く出てきた。 その後、有志で地域の課題を協議し、市役所との交渉に当たった。当時の市長が、この活動を高く評価し、平成9年に「宗像市コミュニティ基本構想」を策定し、官民共同の地域活動がスタートした。 また、最近合併した地域や後発の旧市内においては、先発地域のコミュニティ形態を参考にして設立に取り組んでいる。 |
| 目的 | 地域全体で、福祉や環境、教育などへ取り込む「相互扶助」と地域のことは、住民自らが決定し事業を実行する「地域内分権」の、まちづくりを推進する。 |
| 組織 | ①市の基本方針で、合併以前から、運営協議会を設立(小中学校区単位)し、取り組んでいる(自由ヶ丘など8地区) ②一昨年、合併した旧玄海町では、設立準備委員会にて検討し、順次設立(神薺等4地区) ③地域の問題や解決策を検討したり、行政と地域住民の調整などを行う窓口となり、地域活動を行う(区長会、青少年育成協議会、PTA、民生児童委員、商工会などが参画) ④各部会：各種団体を活動内容により、まとめた組織で公民館活動、健康福祉、青少年育成、環境整備、地域づくり、などの各部会で活動(既存各種団体で構成) ⑤事務局：コミュニティセンター(以下コミセン)の管理運営や協議会組織に関する庶務などを担当(常駐) |
| 取り組み内容 | (事例) 自由ヶ丘地区 平成16年度主要取り組み目標 ・まちづくり計画の策定 ・高齢者生活支援対策の推進 ・文化祭の再構築 ・郷土の人材発掘や参加促進 |
| 予算 | (事例) 自由ヶ丘地区 収入 2,600万円(市管理運営委託料1,000万円、行政区補助金400万円、受益者負担200万円、センター使用料400万円ほか) 支出 2,600万円(人件費800万円、光熱費400万円、部会活動費800万円、広報費100万円、委託業務費200万円ほか) |
| 行政の応 | ①コミセンは、地域住民が「自治」の形で運営する。 ②市職員は、常駐形式としてコミセンを利用しやすい環境づくりのアドバイザーや住民へ一部の行政サービスを提供。 ③行政と住民の役割分担を明確にし、仕事、権限、人材、予算を地域住民へ移譲。 ④行政の組織は、地域でのまちづくりが推進しやすい体制に変更。 ⑤市職員の支援業務：まちづくり計画策定・啓発事業・情報発信・協議会運営など。 |

| | |
|--------------|---|
| 課題 | <p>①既存コミセンでは「まちづくり計画の推進」に取り組んでいるが、一層の努力を要すること、新規コミセンでは住民の理解を高める必要がある。</p> <p>②住民は、夢を持ち具体化したいが、それには行政から「権限と財源」を一層、移譲する。</p> <p>③各種団体への補助金の統合に取り組んでおり、平成18年度に実施予定(行政の課題)</p> <p>④協議会の割合と自治会の活動区分が不明確である。</p> <p>⑤地域の少子高齢化の進展に悩んでいる。</p> <p>⑥協議会間の横の連携がない。</p> |
| 三重県で参考とすべき事項 | <p>先進地では、まず、住民・行政とも問題意識を持ち、相当な準備期間と努力から今日を得ている</p> <p>①地域内分権は「住民にいかに関心を持ってもらうか」であり、それには広報活動が最も重要である。</p> <p>②本来は住民の自治であるが、実態に即せば、当初は行政側がその必要性を認識し、指導性を発揮すべきである。</p> <p>③住民が、自らの地域に関心を持ち努力すれば、その地域が良くなるなどの共通認識に立って、行政側が具列策(計画実行・財源配分など)を確立する。</p> |

自由ヶ丘地区
コミュニティ運営協議会組織図

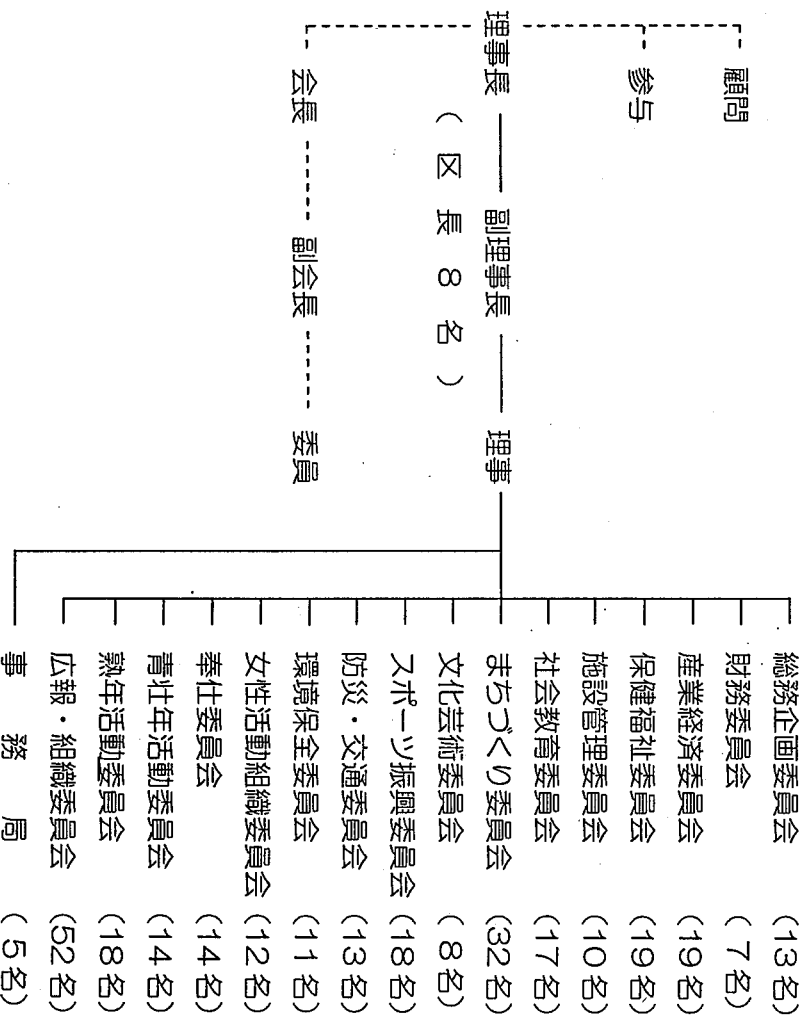
議決機関



| | | |
|--------|---|--|
| しくみ | 合併後の「地域自治」の担い手としての全世帯加入によるまちづくりNPOの姿 | |
| タイプ | 住民自治組織と行政の協働 | |
| 取組主体 | 岐阜県恵那郡山岡町（現岐阜県恵那市） | |
| 先進地の概要 | 平成15年2月、恵那市・岩村町・山岡町・明智町・串原村・上矢作町で恵那市・恵南町村合併協議会を設立。平成16年10月25日、新設合併により恵那市となる。 旧山岡町概要 人口 5,388人（平成16年8月1日現在） 面積 60.96km ² | |
| 背景 | 合併を控え、合併後の職員の削減等により、町独自の地域施策が新市に引き継がれないのではないかと不安から、地域施策を継続的に実施していくための主体として、「NPO法人まちづくり山岡」を設立する考えが生まれた。この考えに、区長会も賛成し、NPO法人の発足準備が進められた。当初、設立に対しての反発もあったが、合併後に現サービスが維持できない等を理由に住民も納得した。また、この法人は、行政からの委託事業を受けることが狙いであるため、町唯一の法人でなければならぬという意味から、町内全世帯が賛助会員として参加することとなった。 | |
| 取組内容 | 山岡町のまちづくり | <p>区長・組長制度</p> <p>明治の合併前の村単位に区が結成され、何事も区長を中心に地域が運営されてきた。町内8地区それぞれに区長が設置され、その区の中には30世帯単位の組があり、全世帯がそれぞれの組に参加している。（自治会加入率100%）</p> <p>行政幹部と8名の区長による区長会は、毎月22日に開催される。これをうけ、毎月25日前後に各区長はそれぞれ組長を集めて組長会議を開催し、各組長は月末までに組会を開催する。組会の出席率はほぼ100%で、確実に行政からの連絡事項に住民に伝えられる仕組みになっている。住民から要望等も上述とは逆の経路で伝達される。山岡町でのまちづくりの単位は区であり、住民の意識では区長は村長的存在であり、それぞれが地域の地域経営は区長を中心に行われる。</p> <p>また、女性が活躍できる環境づくりを行うため、副区長制度を導入する。婦人会の役員が副区長を務めることにより婦人会活動を区長会の中に位置づけることが狙い。この制度により、女性の行政への関心度が高まる。</p> |
| | 二十一世紀委員会 | <p>住民がまちづくりを検討する組織。町が検討テーマを設定し、それに関心を持つ住民が集まって自由に意見交換し、結果を取りまとめ、町執行部や町議会に提言する。部会のメンバーは住民からの公募制で、町民総参加をめざす意気込みから、各テーマ部会を総称して、「1000人委員会」と呼ばれる。なお、町行政に参加機会が少ない住民に参加してもらったため、役職のある人は参加できない。委員会の運営等について町は一切口出しをせず、委員の中で自主的に運営される。委員会の意見を基に、「陶芸村」や「おばあちゃん市」、「イコクラ公園」などの事業が実現した。</p> <p>また、この委員会の開催により「住民の意見が行政に反映される」という意識が住民の中に芽生える。</p> |
| | まちづくりの山岡 | <p>目的</p> <p>これまで町が独自に取り組んできた「保健・福祉の増進」、「環境保全」などの事業を行政から受託することで、合併後のサービス低下を防ぐとともに、住民の結束力をまちづくりにつなげることを目的とする。</p> <p>組織</p> <p>事務所は、町公民館内に設置。区長8名が理事となり理事会を構成する。理事会の下に16の委員会を設置し、それぞれの委員会にて事業を実施する。（組織図参照）</p> <p>会員</p> <p>会員は、正会員及び賛助会員の2種類。正会員が特定非営利活動促進法上の社員となる。会員は、約款上は個人であるが、実質は各世帯である。正会員は理事である住民代表の区長8名。理事以外の町民は、すべて賛助会員となる。会費は正会員・賛助会員とも年間2,000円。</p> |

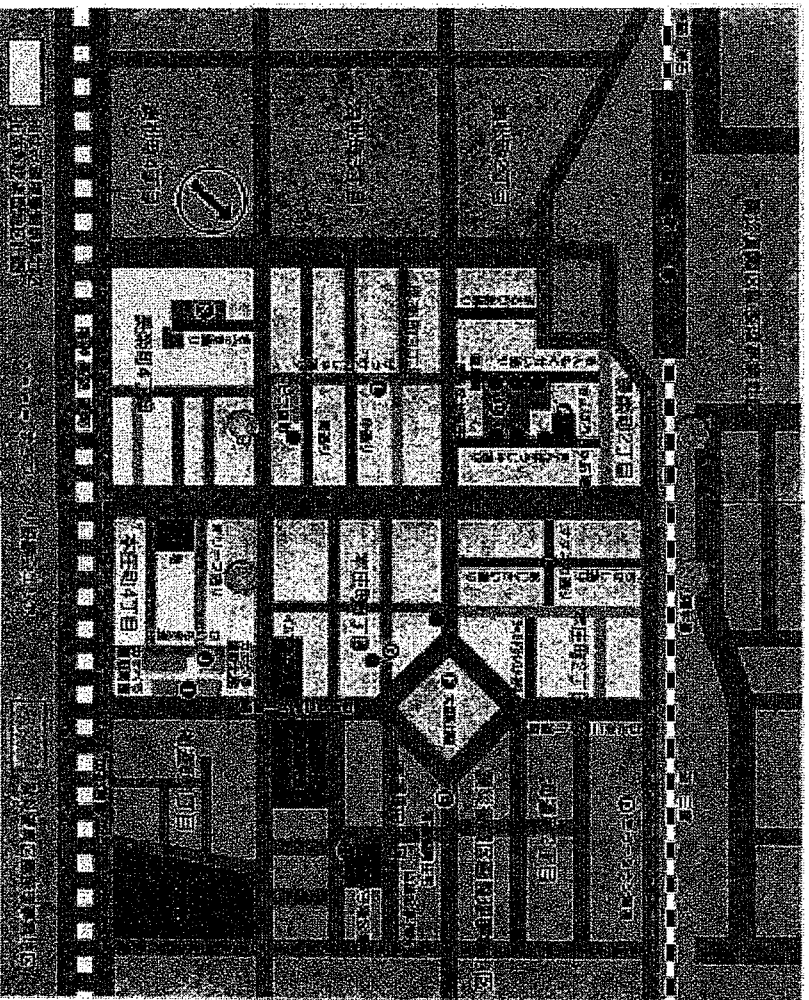
| | | |
|--------------|---|--|
| 取組内容 | 予算 | 年会費 約2,800千円 (2,000円×約1,400世帯) 公共施設管理受託 10,500千円 デイサービス事業等受託 70,000千円 その他イベント等助成金 イベント毎に必要な額を町より助成 |
| | 事業 | 16の委員会毎に計画し立案し、事業を実施。主な事業は次のとおり。 「公共施設管理等受託事業」 公民館等の管理。デイサービス事業等受託。 「イベント事業」 地域振興イベントの計画・実施…ふるさと祭・秋の祭典 「健康づくり事業」 スポーツ大会の計画・実施…インテイクカ・マレットゴルフ等 「環境美化事業」 町内一斉美化の計画・実施…河川清掃、粗大ごみ・空き缶片付け 「福祉推進事業」 高齢者福祉、健康づくりの計画・実施…ふれあいサロン 「ボランティア活動に対する助言・援助事業」 講演会・研修会の開催 |
| 課題 | <p>会員である各世帯からは2,000円の会費を徴収しているが、これは財源というより参加意識を高める手段というべきもの。中心となるのは行政からの事業の受託となる。当面は、個別の施設管理などの受託事業が中心になるが、多くの新市業務を受託することにより経済的に自律することが今後の課題となる。</p> <p>全世帯加入のNPO法人を設立することができた背景には、山岡町のこれまでのまちづくりへの取り組み方にある。区長・組長制度、副区長制度、21世紀委員会等により行政が積極的に住民の声を聞く場を設け、その意見をまちづくり施策に反映してきたことにより、住民の自治に対する意識が高まり、法人設立の理解を得られたのだと思う。市町村合併が進み、行政の規模が拡大する中、行政は今まで以上に住民の声を聞く場を設け、施策に取り入れていく必要がある。また、NPO法人が経済的に自律することは難しいが、まちづくり山岡の場合、活動をコミュニティビジネスの一形態と捉え、行政からの受託事業を財源に地域社会に還元する様々な計画が立てられている。こうした感覚を他のまちづくりNPOは見習う必要がある。</p> | |
| 三重県で参考とすべき事項 | | |

特定非営利活動法人 まちづくり山岡 組織図



| | | |
|--------|---|--|
| しくみ | ハード整備のまちづくりからソフト重視のまちづくりへ | |
| タイプ | 住民自治組織と行政の協働 | |
| 取組主体 | 野田北部まちづくり協議会（密集市街地整備のために平成5年度に設立） | |
| 先進地の概要 | 神戸市長田区の西端 JR 鷹取駅南東部に位置した4町、12丁で構成（海運町、本庄町、長楽町そして浪松町） 地区面積13ha 1,000世帯 人口2,000人弱 商業、工業、住宅地が混在する下町密集市街地。 阪神・淡路大震災から、復興に向けた手腕（行政との協働も含めて）、その後の活動が評価されています。そこに生きるのだという人たちの力強さが現れている地区です。 まちづくりの発端とまちづくり協議会ができあがった背景 野田北部地区の真ん中にある大国公園をまちのどこからでも見ることのできる明るいまちにしようというのが、まちづくりの発端となります。 野田北部地区の以前は、木造長屋が多い人情こまやかな下町だったのですが、その良さと同時に、日当たりが悪く、ボスが支配し、若者が逃げ出していくまちでした。そして1990年頃より、住民の高齢化、人口の減少、木造長屋の空き家の増加、商店街店舗の減少衰退等、様々の問題に対して取組み、地区の将来を考え後世に伝える場、語り合う場の必要性から、野田北部まちづくり協議会を設立。 | |
| 背景 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の要望として、商店街を通る道の側溝の悪臭を断つことが最初の仕事。 ・ 駅前の違法駐車・駐輪、高齢化問題などが主要課題となっていた。 ・ 荒廃していた大黒公園の再整備。自分たちが利用しやすい公園計画を行政に提案し、平成6年12月に再整備にこぎつけた。 | |
| | 震災まで | <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦時中の空襲を免れていたため、古い長屋が密集するエリアに住宅・工場・商店などが混在し、そのため阪神・淡路大震災により甚大きな被害を受けた。 ・ 震災直後にまちづくり協議会の役員により迅速に震災対策本部を設置し、西の地域から入ってくる物資の貯蔵施設となり、ボランティア組織や鷹取教会のボランティア救済基地・コミュニティFMわいわい等との協力によって、人命救助・家屋の解体・避難者の名簿作成・仮設住宅問題など多岐にわたる支援活動を展開。 ・ 震災対策本部を迅速に立ち上げることができたのは、震災前にまちづくり組織の確立があったため。 |
| | 震災当時 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災に強いまちを目指して、区画整理地域の支援・まちづくり関係制度勉強会の実施。 ・ 共同化・住宅再建への取組みなど行政と一体となった地区計画を推進し、大国公園を防災コミュニティの核として、周辺路地裏の整備やコミュニティ広場・共同住宅建設等の協議会活動を行った。 ・ 震災前からまちづくりに取り組んだことで、他の地域よりもハード面の整備が早く出来上がった。それらを記念して平成11年に催されたコミュニティ祭で、これでもちづくりを終結させず、コミュニティづくりを中心に活動していくことを宣言。 |
| 震災後 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 99年3月の「コミュニティ宣言」後、ハード整備からソフト重視へと、まちづくり活動の根幹を移行するという、新たなスタートを切る。 ・ 今後の地域の組織や活動のあり方などソフト面を重視した検討を重ね、自治会、婦人会、老人会、まちづくり協議会、NPOなどからなる「野田北ふるさとネット」を結成。地域内活動だけでなく、神戸市北区の農村地区（大沢町）との交流など多様な地域間交流によるまちづくりを目標にして活動。 ・ 地域の総合情報紙「わがまち野田北かわらばん」を月1回発行。（野田北ふるさとネット） ・ 高齢者のふれあい喫茶の運営（月2回） ・ 「地域活動推進講座」の主催や、子ども会の再結成、など、子育て支援、高齢者支援を行っている。 ・ 地域の環境問題への取組みもはじめる。野田北部地区「美しいまち宣言」 ・ 野田北部地区が「人々が集い、訪れ、働き、住み続けたい美しいまち」にすることを目標としている。 | <p>野田北部まちづくり協議会の活動</p> <p>ハードからソフトへのソフト化エッセンス</p> |
| 取組内容 | | |

| | |
|------------------------|---|
| 地域ビジネスとして 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくりや商店街の取り組みを見学する修学旅行生の受け入れ体制を確立し、「神戸長田コソバソシヨソ協議会」を設立。 ・体験学習などのメニューも整理し、個々の取り組みを一本化。 ・窓口の一本化で、それぞれの組織に受け入れを振り分け、希望校とのスケジュールマッチングを行う。 ・震災後、長田区内には修学旅行生の訪問が急増。これまで東北から九州まで、延べ100校を受け入れてきた。最近では東海地震への関心が高まり、東海地区からの問い合わせも多い。 <p>※体験学習…震災の語り部、語り部と歩く被災地巡り、商人体験、商店主インタビュー、炊出し体験、福祉体験、宿泊体験、<つものまち体験など、各種ニーズに合わせた体験を実施している。</p> |
| 課題 三重県で参考 とすべき事項 | <p>ハード整備からソフト重視へと、まちづくり活動の根幹を移行するまちづくり。活動のための財源をいかに確保していくか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①行政と住民とのコーディネートによる行政職員との人間関係の構築 ②継続的なコミュニケーションとして「3世代がともに住めるまち」を目標にしている ③「遊び心を忘れない」をモットーに各種イベントや交流会の開催 ④パーフェクトなものを望みすぎて今あるものをつぶしてしまうのではなく、現状を冷静に見極めて継続した活動を目指している。 |



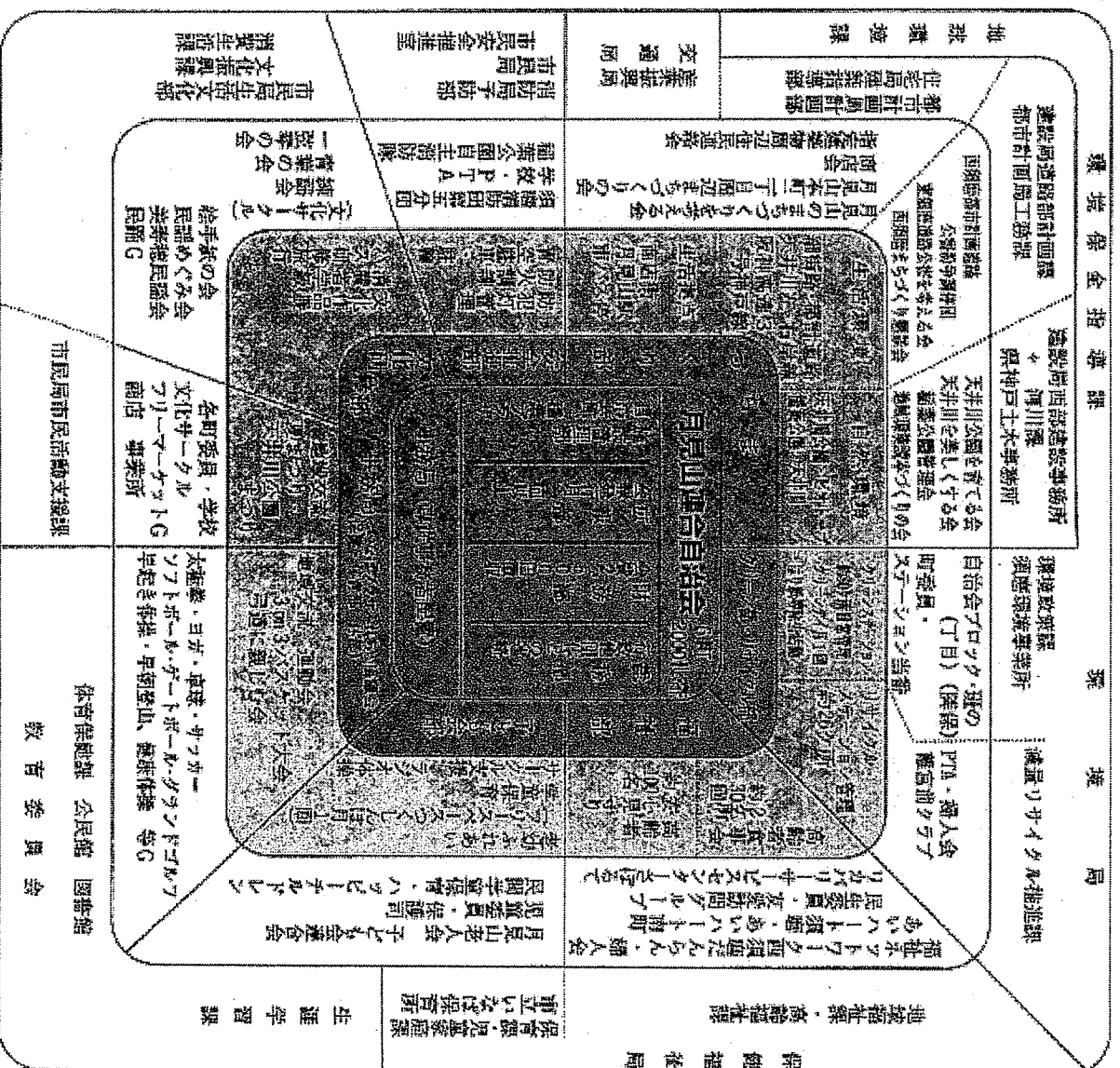
みなさんの力で
 「美しいまちなみ」にかわっていきます

(みなさんで決めた、街並み誘導型地区計画
 ・街なみ環境整備事業等 を利用したまちづくり)

| | | |
|---------------|---|--|
| しくみ | 自治会活動の活性化による地域におけるコミュニティづくり 「アクトネイブ・コミュニティづくりと自治会の役割」 | |
| タイプ | 住民主体の住民自治組織 | |
| 取組主体 | 月見山連合自治会 | |
| 先進地の概要 | 神戸市須磨区のほぼ中央部須磨海岸の北に位置し長田区に隣接した6地区 (月見山町、月見山本町、北町、南町、稲葉町、松風町) 約2,000世帯 約5,000人 H16予算額 金9、156千円 | |
| 背景 | 自治会館が葬儀のために本来の機能を發揮していなかった。 従来からの定型事業を行うのみで活動が停滞していた。 自治体改革に取組む中、阪神・淡路大震災で住民相互の助け合いの大切さを経験 1993年以降新たな自治会を目指して「陋習の打破」をスローガンに改革を断行。(結成以来92年以前の45年間で自治会長は3人(平均11年)) 自治会にTQC (total quality control) 方式を取り入れ、3基本指針 4基本方針を決定し、分担方式行うこととなった。 (自治会館の葬儀優先の廃止、自治会開館増設部分の無料開放、会計の詳細報告、高齢者食事会の毎月開催と自治会報の毎月発行など) 月見山連合自治会の規約の改正(1997、2000規約全面改正) | |
| 自治会の改革 | 自治会は、決議機関と執行機関の両方全ての機能は果たせないとの考えから決議機関であることを目指している。 ・ 広報・福祉・ゴミ・リサイクルを自治会活動の4本柱として継続推進。 ・ 自治会の直轄事業(上記)のほかに、「委託活動」「助成活動」を明確に位置づけ、専従事務職員体制を採用(98年) ・ 地域の全体活動(夏まつり・天井川公園まつり・震災祈念行事)の推進・各種活動団体に対するサポートセンター的役割(資金・活動拠点の提供、ネットワーク化の支援)(99年) ・ 自主財源の確保(自治会費年1200円→2500円)、自治会法人化 ・ 町委員(班長)の輪番制(01年) | |
| 自治会活動 | 福祉ネットワーク西須磨だんらん 月見山連合自治会福祉部の震災時の活動と西須磨まちづくり懇談会の福祉部会から協力・発展して、在宅福祉を支えるNPOを結成。(結成時約30名) (NPO役員と自治会役員を兼ねている。)いなばブラザに事務所を置く。 天井川公園を育てる会 自治会館がある天井川公園の管理会(神戸市から委託)西須磨まちづくり懇談会の環境部民が協力・発展した。自治会館内に事務所を置く。 西須磨まちづくり懇談会(月見山連合自治会は西須磨の東部地域となる) 西須磨小学校区と北須磨小学校区の一部 約8,000世帯、約30,000人 震災後の西須磨地域の復興まちづくりについて、ソフトを基本にしたハードのあり方を基本に話し合い「まちづくり構想」の策定と実現を目指した組織として、住民主体への挑戦を行っている。 稲葉安心コミュニティびらざ・ふれあい協議会 震災復興基金により、高齢者・障害者の交流拠点として稲葉公園内に建設した「安心コミュニティブラザ」の運営について地域の約20団体が結成。 | |
| 自治会が連携するNPO団体 | 月見山周辺の市民活動団体 ボランテイア団体やサークルを含め46団体。 | |
| 今後の取組 | アクトネイブ・コミュニティづくりと自治会の役割 自らを「高め」「拡げ」「参加する」積極的(アクトネイブ)な人々を増やし、地域課題の発見と課題解決の実現に向けて、多くの人々が協力し合える地域社会(アクトネイブ・コミュニティ)づくりと自治会の役割。 ・ 自治会の役割—地域の具体的な課題の調整・解決へのサポート(地域コーディネーター・地域サポート機能)。 ・ テーラ系市民活動が地域づくりの視点を持つ。 ・ テーラコミュニティ(地域性を持つテーラ別の市民活動)と地域コミュニティ(開かれた地域組織の活動)の連携。 ・ 地域課題につき、地域の意思決定ができる「地域自治体づくり」を目指す。 ・ 縦割りの行政の改革とコミュニティ・シンクタンクが必要。 | |

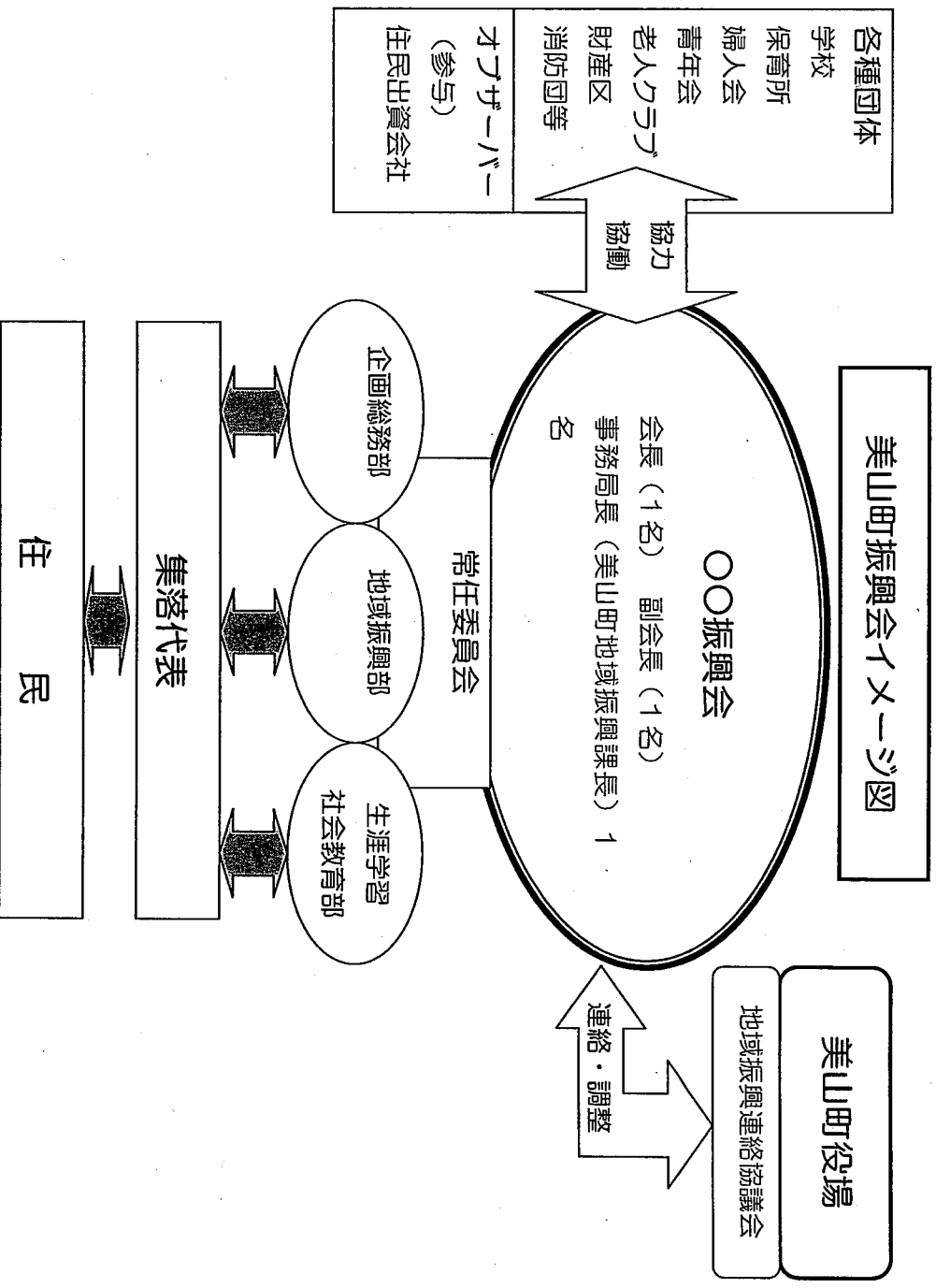
| | |
|---|---|
| <p>自治会・NPOと行政の協働による「身近な自治のしくみづくり」</p> <p>三重県で参考とすべき事項</p> | <p>なぜ仕組が必要か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が地域の課題を発見し、共有することが「身近な自治」の第一歩 ・そのためには、住民間のコミュニケーションが必要 ・そのためには、話し合いのサークルをつくることが必要 ・だが、住民や住民組織間に、対立や偏見が根深く残る ・参加しなければ取り残されるという状況づくり ・行政が理念・目的・方向性・役割等を明確にして、住民に呼びかけることが、まず第一 <p><住民側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰でも居住地の自治会への参加権利と義務を持つ ・サークル型のNPOも地域性を持つ ・地縁と知縁の連携により地域力を高める <p><行政側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の住民組織と縦割り行政との単線的なつながりの見直し ・平等主義・同時並行主義に固執することなく、先行事例の発掘・育成 ・コミュニティに対し予算と権限の一部譲渡を |
|---|---|

月見山周辺地域「自治会・市民団体・行政」の役割関係図



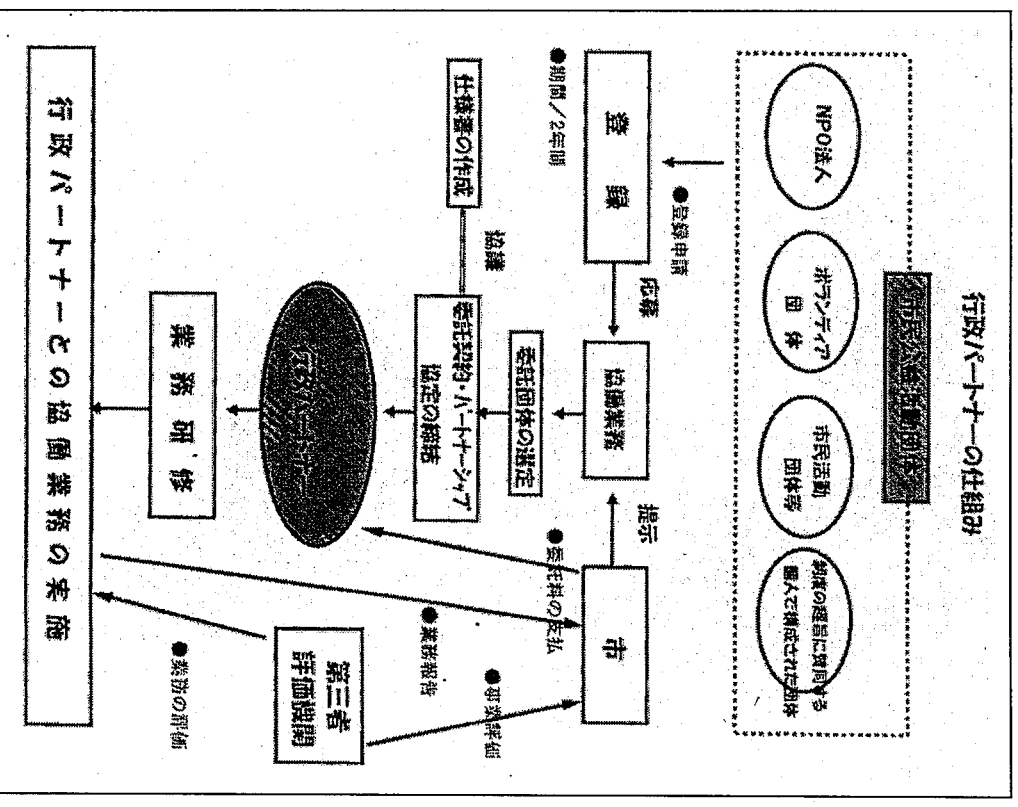
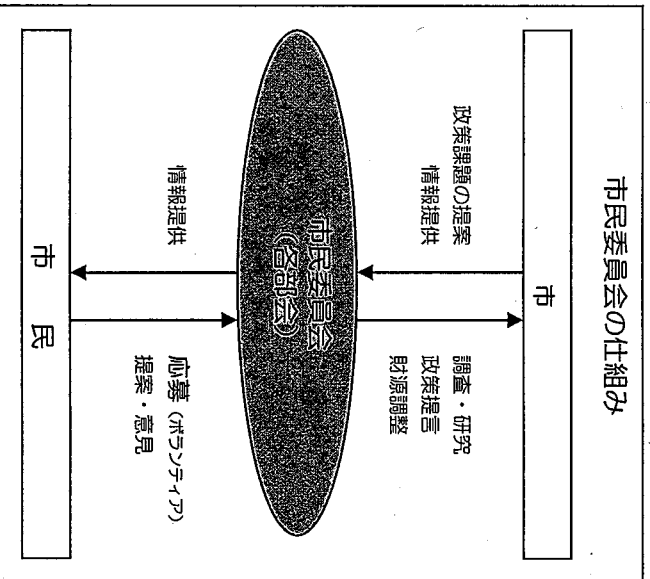
| | |
|--------|---|
| しくみ | 町職員が常駐する住民自治組織「振興会」による地域づくり制度 |
| タイプ | 住民主体の住民自治組織 |
| 取組主体 | 美山町「振興会」(京都府北桑田郡美山町 18年1月より南丹市となる予定) |
| 先進地の概要 | 人口 5,279人(平成17年3月現在) 面積 340.47㎡ 地域特性 京都府のほぼ中央に位置し、府内で一番大きな町である。三国岳など、800メートル級の連山に囲まれ、町の中央部を由良川が流れている。他の過疎地域と同様に高齢化や少子化による「担い手」の減少に悩んでいるが、町内には川沿いにおよそ250棟の茅葺き民家が残っており、特に北集落「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されているなど、注目されている地域資源も存在する。そのため近年では都会からの移住者も見受けられるようになり、人口減少に一定の歯止めがかかっている。 |
| 背景 | 第3セクター美山ふるさと(株)による定住対策や都市との交流による新産業おこしを実践してきたが、過疎化・少子高齢化により、町内の各組織で役員の兼任化や構成員の高齢化が目立ち、活力や展望がもてない状況であった。 平成11年、こうした状況に追い討ちをかけるように農協の広域合併で町内の支所が廃止されたが、「地域の灯を消さない」ために住民が立ち上がり、住民出資の有限会社として再生させ、日用品販売とともに、農地保全や福祉活動にも取り組むようになった。 平成12年、町は地域の課題を包括する新組織として、「自治会」「村おこし推進委員会」「地区公民館」という5つの旧村ごとであった住民組織を発展的に解消し、それらを統合した「地域振興会」の設立を提唱した。 町からの提案を受けた旧村は話し合いを重ね、平成13年に各地域(知井、平屋、宮島、鶴ヶ岡、大野)に「振興会」を設立した。 |
| 取組内容 | 振興会のしくみ 基本理念 ① 住民の利便性を高める ② 地域課題の掘り起こし ③ 人材の発掘及び育成 「自らの地域は自らの手で」を合言葉に、住民自らが地域振興策を企画立案すること、それぞれの地域の個性を生かした「日本一の田舎づくり」を目指す。 組織 「企画総務部」 地域の将来計画の策定、住民要望の把握、広報会計等 「地域振興部」 地域振興・環境保全・保健福祉等、住民の生活向上を図る 「生涯学習・社会教育部」 社会教育・文化活動、青少年育成等を通じて住民の教養向上と健康増進を図る。 事務局として町職員(地域振興課長)と事務嘱託職員を常勤させ、町の窓口業務や各種相談など行政機能も持たせている。 住民票・戸籍謄抄本等の交付 保険・医療・年金等の届出 バス定期券・回数券の販売 各種行政相談、公民館業務 関連事業 振興会の建物(旧農協支所)には、住民出資による有限会社が「地域の店」を営業しており、日用品や特産物の販売、高齢者への弁当の配布など福祉活動を行っている。 |

| 取組内容 | 成果 |
|--------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・行政と住民の距離が近くなった。 一定の権限のある課長が常駐することで、住民の意見が迅速に行政に反映される。 ・地域コミュニケーションビジネスが展開地域に誇りが生まれた。 ・都市との交流、文化活動が盛んになった。 |
| 課題 | <p>各振興会の計画の具現化と町としての総合的な取組 地産地消運動の展開と農林産物の認証制度の確立 地域法人が地域の担い手となるよう指導援助 合併後も取組を継続させるため、今後NPO法人化などの検討も必要 町職員派遣の継続と人材の確保</p> <p>過疎地域で地域の担い手となる人材が不足している地域においては、既存の自治組織を一度白紙にして、組織の役割を統合、簡素化した上で、一定の役割については、行政が関わる必要があるのではないかと。 設立時は行政職員が積極的に関わり、徐々に住民主導に切り替えていくという手法も過疎地や中山間地等では有効ではないかと。</p> |
| 予算 | <p>構成員会費 300円/月・世帯 町補助 2,300千円(各振興会)</p> |
| 三重県で参考とすべき事項 | |



| | |
|--------|---|
| しくみ | 住民参加による行政運営の実践（市民委員会の運営、行政パートナー制度） |
| タイプ | 住民との協働による行政運営 |
| 取組主体 | 埼玉県志木市 |
| 先進地の概要 | 人口：67,042人（平成17年1月末現在） 面積：9.06km ² 財政規模：17,441,000千円（平成16年度一般会計当初予算） 市職員数：585人 市議会議員数：19人（平成16年4月1日現在） 地域特性：首都近郊25km圏 市内を流れる3本の川を中心に商業が発展 |
| 背景 | 平成13年10月、市民自らが主体となって考え、行動し、市民及び市が協働してまちづくりを推進することを基本理念とする「志木市市政運営基本条例」を制定。平成13年11月10日に「志木市民委員会」が発足。 その後、少子高齢化による行政需要の増大と国の財政悪化や税収の減少などにより、自治体を取り巻く環境がますます厳しくなり、税収や交付税が減少しても、行政サービスを向上させていくためには「元気で自立するまち」の構築が必要となった。そこで、真の住民自治の実現を目指し、市民自らが主体となって市政運営に参画することを目的とした「志木市地方自立計画」を平成15年2月に策定。その中で、市の業務を市民（行政/パートナー）及びNPO（民間非営利組織）に委託するという「行政/パートナー制度」の導入を定める。 |
| 取組内容 | 市民委員会 市民委員会のしくみ 行政パートナーのしくみ |
| | <p>目的：市民及び市が協働し、市民自らが行政の運営に関して必要な提言や調査研究を行う。情報収集と意見交換。</p> <p>設置期間：第1期（平成13年11月～平成16年3月） 第2期（平成16年4月～平成18年3月）</p> <p>根拠条例：志木市市政運営基本条例</p> <p>内部組織：企画部会、財務部会、生活環境部会、健康福祉部会、都市整備部会、教育部会、病院部会、IT（情報技術）部会の8部会 （第1期は、合併部会を含む9部会）</p> <p>目的：少子高齢化による行政需要の増大と国の財政悪化や税収の減少などによる自立したまちづくりの推進。人件費の削減。市民の有する知識経験、能力を活かした行政運営の展開。雇用の場の提供。</p> <p>計画期間：第1期（平成15年度～平成18年度） 第2期（平成19年度～平成23年度） 第3期（平成24年度～平成28年度） 第4期（平成29年度～平成33年度） ＊期間毎に計画の見直しを行う。</p> <p>法的根拠：志木市地方自立計画</p> <p>志木市市民との協働による行政運営推進条例</p> <p>委託業務：委託対象業務数 842業務 （全業務数（事務分掌記載業務）1,648業務） 現在委託業務数 8業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗岡公民館運営業務 ・宗岡第二公民館運営業務 ・期日前投票受付業務（2箇所） ・市役所総合案内窓口業務 ・郷土資料館管理運営業務 ・いろは遊学館管内案内業務 ・秋ヶ瀬運動場施設管理運営業務 |

| | |
|--------------|---|
| 課題 | <p>当初、市民委員会は議会機能と、行政パートナーについては職員（とくに現業職や公社職員）との職務の兼ね合いなどが、それぞれ課題であったが、市民委員会、行政パートナーとも市民への積極的な情報提供、プロジェクトの実施などにより、幅広く認知されており、現在、おおむね好評である。</p> <p>今後の課題としては、行政パートナーの導入以前に業務を担当していた職員（公社職員）をどうするか。また、退職職員の補充を原則的に行わないため、新規職員の採用を凍結することにより職員の世代における空洞化が生じる。これを埋めるため、期限付雇用の延長や兼業禁止規定の緩和に関する特区申請などの対応が必要である。</p> |
| 三重県で参考とすべき事項 | <p>市民委員会については、行政の運営と市民の声の調和という点で参考になる。市民委員会などの組織の意見は市民全体の意見ではないことから、絶対的なものでなく、尊重すべき意見であるというスタンスが必要となる。</p> <p>また、行政パートナーについては、行政事務等の単なる委託先としてではなく、地域・住民が行政運営に関わっていく一手段として活用すること、さらに継続的に行う必要があることから、受け手である住民の育成・広報に努めることが肝要である。</p> <p>両者とも、従来の自治会組織やボランテニア、NPOの活動をもとに取り入れられる点は参考にしていくべきであろう。</p> |



しくみ 合併前の旧市町村単位による独自の「自治区」制度

タイフ 行政組織を中心とした地域内分権のしくみ

取組主体 浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会

先進地の概要

| | | | | | | |
|----------------------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 浜田市 | 金城町 | 旭町 | 弥栄村 | 三隅町 | 合計 |
| 人口(人) | 47,187 | 5,216 | 3,198 | 1,789 | 8,073 | 65,463 |
| 世帯数(世帯) | 18,155 | 1,663 | 1,170 | 708 | 3,028 | 24,724 |
| 面積(km ²) | 162.6 | 164.3 | 128.6 | 105.5 | 128.5 | 689.5 |

○合併の方式 新設合併 ○合併の期日 平成17年10月1日
 ○新市の名称 浜田市 ○新市の事務所の位置 現・浜田市役所

背景

合併の枠組みを巡って紆余曲折を経るなか、中心となる浜田市が栄え周辺町村が寂れてしまうとの懸念が強まった。
 合併による強い自治体づくりと分権型のしくみづくりを両立することで合併関係市町村は合意し、任意協議会の段階から「区制」という地域自治のしくみづくりの検討が始まった。
 一方、住民は、市町村合併はやむを得ないという認識が一般的であり、行政発案による「区制」についても、自立した反対はない状況であった。

取組内容

自治区のしくみ

目的 : 地域住民の声を反映した、きめ細かなまちづくりの推進
 設置の区域 : 合併前の旧市町村単位で、5自治区を設置。
 設置期間 : 建設計画と合わせ、当面10年間

*合併特別区は5年間、地域自治区は合併関係市町村で協議した期間。
 法的根拠 : 地方自治法4条第2項の事務所。新市が自治区設置条例を制定。
 *法人格ある合併特別区は、新市議会の意味が無くなるこの考え方による。

区長
 目的 : 地域住民の声を反映した、きめ細かなまちづくりの推進
 高度な政治的判断や長期的な視点から、市長をサポート。
 根拠 : 地方自治法161条の助役とし、呼称条例で「自治区長」と称する。
 選任 : 地域協議会の推薦を尊重し、市長が選任。(公選は国に認められず)
 任期 : 4年 *合併特別区、地域自治区とも2年以内。

地域協議会
 目的 : 地域住民の声を反映した、きめ細かなまちづくりの推進
 根拠 : 地方自治法138条の4に基づく付属機関と同程度とする
 所掌事務 : 建設計画の執行状況、自治区長の推薦、その他の審議
 *地域審議会は、諮問機関であり、地域協議会をパートナーとした。
 構成 : 委員15名以内 任期 : 2年以内

選任 : 地域住民自治組織から推薦を受けた区域内の住民から市長が選任
 会議 : 2分の1以上の出席で開会。出席過半数で議事を決する。
 報酬 : 地方自治法203条の規定により、報酬及び費用弁償を支給

支所
 機能 : 本庁において処理する総合的な管理部門を除いたすべての機能
 業務 : 旧役場で実施中の業務(事務事業の制度管理、補助金事務を除く)
 人員配置 : 現在の4町村職員総数の約7割で支所業務に対応する。

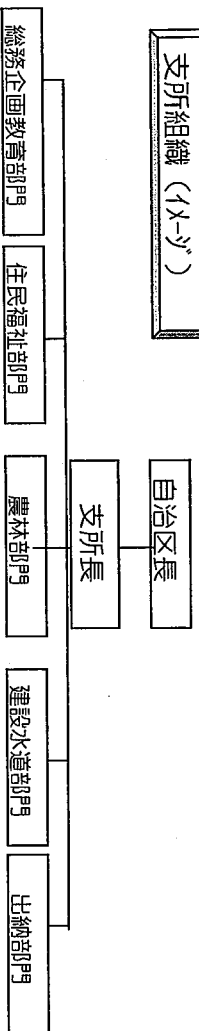
予算
 自治区予算書 : 自治区は、配分枠と基金で、自治区予算書を作成。
 地域振興基金 : 自治区ごとに地域振興基金を設ける。各自治区の基金は、旧市町村の基金を引き継いでいる。
 概要要求枠 : 本庁は、重点事業や人件費、公債費償還金等の共通経費を確保したうえで、自治区に概要要求枠を配分。

| | | |
|------|---|--|
| 取組内容 | 住民自治のしくみ | 名称：地区まちづくり推進委員会（仮称） 構成：公民館単位の婦人会、地域づくり団体等の地域団体代表者 業務：意見のとりまとめ、地区の地域振興計画づくり、計画具体化行政の関わり：運営経費支援、アドバイザー的職員の配置を行う。 公民館数：浜田市（7中学校区）、金城町（6小学校区）、旭町（5小学校区）、弥栄村（2小学校区）、三隅町（6小学校区） |
| | * 併合後に設置 | 名称：自治区まちづくり会議（仮称） 構成：自治区ごとの地区まちづくり推進委員会の代表者 業務：地区内まちづくり会議間の連絡調整、自治区との連絡調整。 名称：新市まちづくり会議（仮称） 構成：自治区まちづくり会議の代表者 業務：自治区まちづくり会議間の連絡調整、本庁との連絡調整等。 |
| 課題 | 住民自治のしくみは構想段階であることから、合併に向けて住民が主体となった住民自治の体制づくりに取り組んでいく必要があり、合併議会では、合併後10年はソフトランディング期間と位置づけている。 また、条例による自治区長は、合併特例区（5年以内）、地域自治区（合併市町村の協議で定める期間）におかれる区長と異なり、設置期限は条例で独自に設けることができる（当面10年）ため、新市の一体的なまちづくりと分権型の自治区の在り方は、今後も新市の課題で有り続けられると思われる。 | |

三重県で参考とすべき事項

合併は避けられないと考えるはあるが、これまでの合併協議の経緯や歴史的要因から合併に至らなかった市町村にとって、地方自治法等を根拠とした地域自治組織を設け、旧市町村のまとまりを残しながら、分権型の合併に取り組むことも考えられよう。

支所組織（1×3）



地区まちづくり推進委員会（仮称）（1×3）

公民館単元に設置

